

## 令和8年度女性の就労環境整備の推進事業実施業務に係る公募型プロポーザル説明書

### 1 業務概要

- (1) 業務名  
令和8年度女性の就労環境整備の推進事業実施業務
- (2) 委託期間  
契約締結の日から令和9年3月31日まで
- (3) 業務内容  
令和8年度女性の就労環境整備の推進事業実施業務基本仕様書のとおり。
- (4) 概算事業費  
本業務の事業費は2,675,000円（消費税及び地方消費税を含む。）以内とする。
- (5) 契約担当課  
〒730-8586  
広島市中区国泰寺町一丁目6番34号（広島市役所本庁舎14階）  
広島市市民局人権啓発部男女共同参画課  
電話：082-504-2108  
FAX：082-504-2609  
電子メール：danjo@city.hiroshima.lg.jp

### 2 参加資格

参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4及び広島市契約規則第2条の規定に該当しない者であること。
- (2) 公募の日から受託候補者の特定までのいずれの日においても、営業停止処分又は広島市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。
- (3) 暴力団、暴力団員若しくは広島県暴力団排除条例第19条第3項の規定による公表が現に行われている者、又は暴力団、暴力団員と密接な関係を有する者が経営、運営に関係している団体でないこと。
- (4) 広島市税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (5) 次に掲げる者でないこと。
  - ア 審査委員会の委員
  - イ アの委員が自ら主宰し、又は役員若しくは顧問として関係する法人その他の組織及び当該組織に所属する者

### 3 公募型プロポーザル参加申込

- (1) 申込期間  
公示日から令和8年6月22日(月)までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで。

(2) 提出方法

公募型プロポーザル参加資格確認申請書(様式第1号)を作成し、添付書類とともに、持参又は郵送(配達証明付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。)で提出すること。

(3) 提出場所

前記1(5)に同じ。

(4) 参加資格確認結果の通知

申込者には、令和8年6月26日(金)までに参加資格確認結果を書面で通知する。

(5) その他

申込者は、提出した書類について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

#### 4 質問の受付と回答

(1) 質問の受付

この説明書の内容等に関する質問を次のとおり受け付ける。

ア 受付期間

公示日から令和8年6月22日(月)までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで。

イ 提出方法

質問書(様式第2号)に記入の上、電子メール又はFAXで提出すること。

ウ 提出場所

前記1(5)に同じ。

(2) 質問に対する回答

前記(1)の質問に対する回答は、電子メール又はFAXにより質問者に直接回答し、前記1(5)において、令和8年7月3日(金)までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで閲覧に供するとともに、広島市ホームページに掲載する。

#### 5 企画提案書の提出

(1) 企画提案書記載項目

表紙には、「令和8年度女性の就労環境整備の推進事業実施業務 企画提案書」と記載するとともに、応募者名を記載すること。ただし、応募者名の記載は正本のみとし、副本には、応募者が類推できる表現は記載しないか、マスキングを施すこと。

企画提案書に記載する内容は、次のとおりとする。

ア 基本方針

仕様書を踏まえて記載すること。

イ 実施体制

業務従事者の職氏名を記載すること。なお、業務従事者のうち責任者及び研修会の講師については、職氏名のほか、職歴及び資格保有状況を記載すること。

ウ 実施スケジュール

契約締結後、事業完了までのスケジュールを記載すること。

## エ 類似業務の実績

本業務と類似した業務（国又は地方公共団体発注以外の実績も含む。）の実績について、業務名、発注者、契約金額、履行期間、業務内容、成果を記載すること。

## オ 実施内容

(ア) 全3回の研修会の講義内容及び講師（予定）

(イ) 研修会参加企業数の目標（1、2回目40社以上、3回目20社以上）の達成に向けた募集方法

(ウ) その他の提案事項

本業務をより効果的なものとする追加提案について、取組の内容、実施方法及び期待される効果等を記載すること。

## カ 業務見積書

企画提案実施のために必要な経費（消費税及び地方消費税を含む。）について、全体の金額と費目ごとの内容を詳細に記載すること。なお、契約の締結に当たっては、別途、本市が指定する様式の見積書の提出を求める。

## (2) 提出部数等

ア 提出部数：正本1部、副本6部

イ 書式体裁：A4判縦長横書きとする。資料やイメージ図などを見やすくするためA3判を使用する場合は、A4判の大きさに三つ折りにすること。

ウ 提案件数：企画提案書は1者につき1件とし、複数の企画提案書が提出された場合は失格とする。

## (3) 提出期限

令和8年7月3日(金)午後5時15分まで。

## (4) 提出方法

持参又は郵送(配達証明付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。)により提出すること。

## (5) 提出先

前記1(5)に同じ。

## 6 企画提案書のプレゼンテーション

応募者による企画提案書のプレゼンテーションを、令和8年7月8日(水)に広島市内で開催することを予定している。時間、場所については、応募者に別途通知する。

説明者は、1応募者当たり3名以内とし、説明時間は15分、質疑応答は15分を予定している。

なお、説明は事前に提出した企画提案書に基づき行うこととし、追加資料の配布は認めない。

## 7 審査方法

### (1) 審査

企画提案書の審査は、令和8年度女性の就労環境整備の推進事業実施業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が行う。

### (2) 審査基準

別紙「受託候補者特定基準」のとおり。

(3) 受託候補者の特定

ア 審査委員会において審査された応募者の総得点により順位を決定し、総得点の第一順位の者を受託候補者として特定する。ただし、本業務を実施する目的、内容に鑑み、本市の求める最低限の水準（満点の60%）に達していない場合は、受託候補者としな

イ 総得点が最高位の者が2者以上いる場合は、審査委員会で協議の上、受託候補者を特定する。

## 8 審査結果の通知及び公表

(1) 審査結果の通知

審査結果は、全ての応募者に対して、審査終了後、速やかに書面で通知する。

(2) 審査結果の公表

審査終了後、速やかに応募者全員の商号又は名称、評価結果及び受託候補者について、広島市ホームページにおいて公表する。

(3) 審査結果の説明

審査結果に対する質問等は、書面により受け付ける。

ただし、その受付は、審査結果の通知をした日の翌日から起算して7日以内（ただし、閉庁日を除く。）に限る。なお、本市は、質問等に対して、その書面を受け付けた日の翌日から起算して10日以内（ただし、閉庁日を除く。）に書面により回答する。

## 9 契約の方法等

(1) 受託候補者として特定された者から本市が指定する様式の見積書を徴取の上、随意契約を行う。

(2) 契約を締結する場合においては、契約締結日までに契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。

ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

ア 保険会社との間に広島市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

イ 過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これら全てを誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(3) 受託候補者と協議が整わなかった時は、その特定を取り消すとともに、次順位の者を受託候補者として特定し、本市が指定する様式の見積書を徴取の上、同様の手続きにより随意契約を行う。

(4) 受託候補者が正当な理由なく契約を締結しないときは、その特定を取り消すとともに、次順位の者を受託候補者として特定し、本市が指定する様式の見積書を徴取の上、随意契約を行う。また、その特定を取り消された者は、契約予定金額に対する入札保証金相当の損害賠償金（契約予定額の100分の5）を支払うものとする。

## 10 その他

(1) 企画提案及び契約手続き等において使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本国通貨とする。

(2) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び企画提案書（以下「企画提案書等」という。）の作成及び提出に要する費用は、応募者の負担とする。

(3) 提出された企画提案書等は返却しない。

- (4) 企画提案書の再提出は、提出期限内に限り認める。ただし、部分的な差し替えは認めない。
- (5) 提出した企画提案書を取り下げる場合は、速やかに「取下願」（様式第3号）を提出すること。また、企画提案書の提出から契約締結までの間に応募資格を満たさなくなった場合にも「取下願」を提出すること。
- (6) 提出された企画提案書等について虚偽の記載をし、その他不正行為をした場合は、失格及び指名停止その他の措置を講ずることがある。
- (7) 提出された企画提案書等は、受託候補者を特定する目的以外に、提出者に無断で使用しない。ただし、広島市情報公開条例第7条に基づき開示請求があったときは、法人等の競争上又は事業運営上の地位を害すると認められるもの等不開示情報を除いて、開示請求者に開示する。
- (8) 公募型プロポーザルに参加しようとする者は、審査委員会の委員の選任後から本契約案件の受託候補者特定の公表までの間において、本契約案件に関して、直接、間接を問わず、自らを有利に、又は他者を不利にするように働きかけることを禁ずるものとし、この禁止事項に抵触したと認められる場合は、参加資格を失うことがある。

## 11 問合せ先

前記1(5)に同じ。